

佐世保工業高等専門学校情報処理センター利用細則

平成11年3月26日
(制 定)

(趣旨)

第1条 この細則は、佐世保工業高等専門学校情報処理センター規則第16条の規程に基づき、佐世保工業高等専門学校情報処理センター（以下「センター」という。）の利用について、必要な事項を定めるものとする。

(利用の範囲)

第2条 センターの利用は、次の各号に掲げる場合とする。

- 1 学生に対する情報処理教育に関する授業及びこれに伴う演習
- 2 学生の実験実習及び卒業研究
- 3 職員の研修及び研究
- 4 事務処理
- 5 佐世保工業高等専門学校（以下「本校」という。）が主催する行事
- 6 その他センター長が必要と認めた場合

(利用資格)

第3条 センターを利用することができる者は、次の各号に掲げる者とする。

- 1 本校職員
- 2 本校学生
- 3 センター長が許可した者

(利用申請)

第4条 センター長が必要と認めた場合は、申請書を提出し承認を得なければならない。

(利用時間)

第5条 センターの利用は、原則として、平日の午前8時30分から午後5時までとする。

(利用者の遵守事項)

第6条 センターの利用を認められた者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 1 ユーザIDを当該利用目的以外に使用し、または他人に使用させないこと。
- 2 パスワードを他人に知られないように留意する等セキュリティへ配慮すること。
- 3 センターの機器及びソフトウェアに支障をきたすような使用をしないこと。
- 4 他の利用者に支障をきたすような利用をしないこと。
- 5 有償ソフトウェアの不法複製等、違法な行為はしないこと。

- 6 公序良俗に反する行為はしないこと。
- 7 営利、宣伝行為はしないこと。
- 8 その他の利用に際しては、センター員の指示に従うこと。

(利用の制限)

第7条 センターの機能を著しく低下する恐れがある場合や授業に支障をきたす恐れがある場合は、利用を制限することがある。

(利用の停止)

第8条 利用者がこの細則に違反し、又はセンターの運営に重大な支障を生じさせたときは、センター長はその利用の承認を取り消し、または利用を停止させることができる。

附 則

この細則は、平成11年4月1日から施行する。